

### 使用車両調書

車種		登録番号 (登録年月日)	形状		最大積載量	計量による 車両重量
パッカー	無蓋		ダンプ <sup>°</sup>	非ダンプ <sup>°</sup>		
○		奈良 888 か 1234 (H24.12.11)		○	2200 k g	4240 k g
○		奈良 888 す 46 (H23. 2.24)	○		2400 k g	4000 k g
	○	奈良 444 み 9876 (H21. 1.26)	○		2000 k g	3200 k g
<p>どちらかに○を記載すること。特定家電品または食品残渣を専門的に扱う業者<b>以外の業者</b>は、パッカー車が最低1台必要です。なお、原則として<b>コンテナ車</b>は登録できません。</p>		<p>荷台を傾けて積荷を一度に下ろすための機械装置を備えた車両がダンプカー。そうでないのが非ダンプ。どちらかに○を記入すること。</p>		<p>26年10月以降の入替車両は、センターで計量した風袋重量を記載すること。ただし、2回計量で搬入する車両は記入不要。</p>		
<p>記載のときは、自動車検査証を参照のうえで記載すること。</p>						